

協力医療機関に関する契約書

公益社団法人地域医療振興協会 横須賀市立市民病院（以下「甲」という。）と、医療法人社団 相光会 湘南グリーン介護老人保健施設（以下「乙」という。）は、次の条項により協力医療機関に関する契約を締結する。

第1条（協力医療機関）

乙は、甲を協力医療機関と定め、乙の事業所の利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、甲と乙が互いに連絡をとり、乙の利用者に対して、甲は迅速に適切な対応をとるものとする。

第2条（医療体制の確保）

- 甲は協力医療機関として以下の体制を確保し、乙から診療の求めがあった場合は、密な連携協力により円滑な受け入れ体制をとるものとする。
- 乙の利用者の病状が急変した場合等において、甲の医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 乙から診療の求めがあった場合において、甲は診療を行う体制を常時確保していること。
 - 乙の利用者の病状の急変が生じた場合等において、乙の医師又は甲の医師が診療を行い、入院を要すると認められた乙の利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第3条（診療における情報の提供）

- 乙は甲に、乙の利用者の診療を依頼した場合には、乙の医師が甲の医師に対し、乙の利用者の診療情報ならびに心身の状況、生活歴等を示す情報を文書等により提出するものとする。情報が不足の場合は、電話やFAX、電子メール等を活用し、甲の医師へ提供するものとする。
- 甲の医師が乙の利用者の診療を行った場合、乙の医師に対し、療養上必要な情報の提供を行うものとする。

第4条（連携体制の確保）

- 乙は、協力医療機関と実効性のある連携体制を確保するため、甲と乙の利用者の現病歴等の情報を共有する機会を確保するため、定期的な会議を開催するものとする。
- 甲のスムーズな退院調整と、乙の速やかな受け入れ体制を促進するため、乙は利用の空床情報を乙のホームページに定期的に公表するほか、甲に定期的な情報共有を図るものとする。
 - 乙は、1年に1回以上、甲との間で乙の利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、乙の指定を行った自治体に提出するものとする。
 - 乙の利用者が甲に入院した後、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、乙は速やかに再入所させることができるよう甲と連携し受け入れ調整をするものとする。

第5条（感染症の対応）

- 乙の利用者における新興感染症を含む感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、甲と連携し、新興感染症を含む感染症発生時における対応を取り決めるものとする。
- 乙の利用者において新興感染症を含む感染症が発生した場合には、乙は甲に対し診療の依頼ならびに入院の依頼を行うが、軽症状または病床確保の観点から乙の事業所において感染者の療養を行う際、乙の医師は甲の医師と連携し適切な療養環境を整備するものとする。
 - 乙の利用者が新興感染症を含む感染症により甲へ入院した場合、甲の医師より退院許可が出た当該利用者の再入所の受け入れを行うことを原則とする。ただし、継続的な酸素吸入や低栄養状態によるIVHカテーテルの増設、経鼻経管栄養など乙にて受け入れ困難な場合とされる状態の場合には、甲ならびに乙、乙の利用者の家族を含めて受け入れの検討をするものとする。
 - 乙は甲より乙の事業所内で新興感染症を含む感染症が発生した場合に備えて、感染制御等の実地指導を受けるものとする。

第6条（契約期間）

契約期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかから契約解除の申入れがない限り、同一内容でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（疑義等の決定）

この契約について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、誠意を以って甲乙協議の上決定する。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上双方が各一通ずつを保有するものとする。

令和7年1月1日

(甲) 神奈川県横須賀市長坂1-3-2
公益社団法人地域医療振興協会
横須賀市立市民病院
管理者 関戸 仁



(乙) 神奈川県横須賀市大矢部1-9-32
医療法人社団 相光会
湘南グリーン介護老人保健施設
施設長 石引 圭

